



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

独占禁止法に関する相談事例集 (平成25年度)

平成26年6月18日

公正取引委員会

(単位:件)

		平成24年度	平成25年度
「事前相談制度」による相談		0	1
	事業者の活動に関する相談	0	0
	事業者団体の活動に関する相談	0	1
一般相談		1,883	1,516
	事業者の活動に関する相談	1,598	1,274
	○流通・取引慣行に関する相談 (うち優越的地位の濫用に関する相談)	1,320 (680)	987 (471)
	○共同行為に関する相談	87	125
	○技術取引に関する相談	50	55
	○共同研究開発に関する相談	19	17
	○その他	122	90
	事業者団体の活動に関する相談	285	242
合計		1,883	1,517

(注) 本表は、平成24年度及び平成25年度における事業者及び事業者団体の活動に関する相談(企業結合に関するものを除く。)を内容別に整理したものです。

- 相談事例集には、独占禁止法に関する相談のうち企業結合に関するもの以外のものであって、**相談者以外にも参考となると考えられる主要な事案**を掲載しています。
- 相談者の秘密保持に配慮し、相談者名等を匿名にした上で、相談の内容を具体的に分かりやすくするための修正等を行って取りまとめています。
- 公正取引委員会のホームページにおいて、平成13年以降、年度別、行為類型別に相談事例を公表しています。
- **平成25年度**は、事業者からの相談10事例、事業者団体からの相談4事例（うち1事例は事前相談制度による相談）、**合計14事例**を掲載。

【事業者の活動に関する相談】

事例 1	玩具メーカーによる小売業者の販売価格調査
市場における有力な玩具メーカーが、商品開発及び営業戦略の参考とするため、店舗販売業者の過去1年間の販売価格及び陳列方法を卸売業者を通じて報告させることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 2	健康食品メーカーによる販売地域の制限
市場における有力な健康食品メーカーが、販売代理店に対し、一定の販売地域を割り当て、地域外での販売を禁止するという厳格な地域制限を行うことについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 3	リビング用品メーカーによる商品の陳列方法の指定
市場における有力なリビング用品メーカーが、取引先小売業者に対し、専用陳列棚を設置させ、リビング用品の陳列方法を指定することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 4	福祉用具メーカーによる店舗販売業者のみに対するリベートの供与
市場における有力な福祉用具メーカーが、福祉用具を販売するに当たって、インターネット販売業者を対象とせずに、店舗販売業者のみを対象とするリベートを新たに設けることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	

事例 5	競合する工業製品メーカー間の相互OEM供給
<p>市場における有力な工業製品メーカー2社が、物流費削減のため、それぞれが工場を持たない地域において、相互に供給余力を活用してOEM供給を行うことについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例</p>	
事例 6	不動産情報サイト運営業者による不当表示を排除する取組
<p>我が国における主要な不動産情報サイト運営業者5社が、不当表示の抑止及び一般消費者の被害拡大を防止するため、不動産情報サイトに関して、①不動産業者が当該サイトを利用するルール及びルール違反に対する処分基準を統一すること、②ルールに違反した不動産物件及び不動産業者の情報を共有することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例</p>	
事例 7	文具メーカーによる事務機器用の消耗品の認識設定
<p>市場における有力な文具メーカーが、新たな事務機器を開発するに当たって、同機器に使用する消耗品の材質を自社の商標（マーク）により認識する仕組みを用いることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例</p>	

事例 8	輸送機械メーカー 5 社による共同研究
<p>我が国の主要な輸送機械メーカー 5 社が、共同して、輸送機械のエンジン作動時に発生する現象に係る研究を大学又は研究機関に委託し、研究成果を共有することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例</p>	
事例 9	一般電気事業者による電気料金引上げ
<p>一般電気事業者が、自由化分野の需要家に対し、大幅な燃料費等の増加を理由として、電気料金を引き上げることとし、同意が得られない需要家に対しても、包括的な変更条項を根拠に、一斉に、契約期間満了前に電気料金引上げを実施することについて、需要家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるため、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例</p>	
事例 10	一般電気事業者による電気料金引上げ
<p>一般電気事業者が、自由化分野の需要家に対し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため、消費税率引上げ相当額の電気料金を引き上げることとし、同意が得られない需要家に対しても、包括的な変更条項を根拠に、一斉に、契約期間満了前に電気料金引上げを実施することについて、需要家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えるものではなく、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例</p>	

【事業者団体の活動に関する相談】

事例 1 1	事業者団体による小売業者の団体に対する特売の自粛要請等
<p>食料品加工業者を会員とする団体が、不作により原材料の市況価格が高騰した場合に、小売業者による当該原材料を加工した食料品の特売を自粛するルールの徹底を小売業者の団体に要請することについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例</p>	
事例 1 2	事業者団体による火気器具の消耗品の使用期限の設定
<p>火気器具メーカー等を会員とする団体が、火気器具による事故を防ぐために、火気器具に用いる消耗品の使用期限を設定し、会員に対し、消耗品の使用期限を表示するよう要請することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例</p>	
事例 1 3	協同組合による共同経済事業以外の取引に関する参考価格の決定
<p>輸送機械用部品の販売業者の協同組合が、組合員が共同購入した接着剤の余剰分を非組合員に販売する際の参考価格をメーカー希望小売価格と同額とすることを決定し、組合員に対して周知することについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例</p>	
事例 1 4	災害等に係る義援金の振込手数料を無料とする取組
<p>一般社団法人第二地方銀行協会が、災害等が発生した際に、地方公共団体等から会員に対して義援金の振込手数料を無料にする依頼があった場合のルールを定めることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例</p>	